様式３

会　　議　　録

会議名 （審議会等名）		相模原市環境影響評価審査会		
事務局 （担当課）		ゼロカーボン推進課 電話０４２－７６９－８２４０(直通)		
開催日時		令和８年１０月１５日（木）　１８時３０分～２０時４５分		
開催場所		現地・オンライン併用開催 （現地会場：ソレイユさがみ　セミナールーム１）		
出席者	委　員	１３人（別紙のとおり）		
	その他	１２人（事業者及び都市計画決定権者）		
	事務局	６人（ゼロカーボン推進課長　他５人）		
公開の可否		□可　□不可　■一部不可	傍聴者数	０人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		重要な動物の生息地に関する情報については、重要種の乱獲等に繋がるおそれがあることから、重要種を保護するため		
議　題		１　開会 ２　審議 「(仮称) 麻溝台・新磯野北部地区土地区画整理事業」環境影響評価方法書		

議　事　の　要　旨

主な内容は次のとおり。

（○は委員の発言、◆は事業者・都市計画決定権者の発言、●は事務局の発言）

１　開会

定足数を確認の上、開会した。

２　議題

都市計画決定権者及び事業者が入室し、審査が開始された。

まずは、「資料１」に基づき、前回の審査会での議論に対する補足説明について、事業者から説明があった。

○（石井委員）景観について、丁寧な追加回答に感謝する。１０ページ目の回答の３段落目に、「土地区画整理事業の完了時の状況を対象にフォトモンタージュを作成することにより行います。」とあり、これはできるだけ具体的に行っていただきたい。その次のところで、「配慮としては、主要道路沿道への植栽、緑道の整備、周辺の公園・緑地との連続性の確保等が想定されます。」とある。これまで言っているとおり、こういったところで、地区計画との関連性をどのように議論、評価していくのか。つまり、地区計画では、もう少しいろいろなことを取り決めることができる。他の地区計画を教えてもらったのは、それにも関連しているが、どういったことを地区計画の中に盛り込むのかをある程度理解した上で、それに対して、環境影響評価ではこういう視点でみておきましょうということになる。そういう意味では、「主要道路沿道への」という一文では足りないと思うので、具体的に都市計画決定権者として、どういうことを想定しているのか、または、これまでどういう地区計画があって、どれを参考にしようとしているのかというのをもう少し対応されたところまで検討いただければ良いと考えている。

◆（都市計画決定権者）現在、地区計画の内容については地権者との合意はできていない段階だが、他の地区の地区計画等と比較した場合に想定されるものとして、建物の色彩や敷地外周の囲い、垣・柵といったものが考えられる。多く見られるのは、中が見えないものは垣・柵として建てない、ブロック塀も高さ６０センチメートルまで建てられるものの、その上は透過性、あるいは生垣のようなものにするというのを、地区計画として設定するのが一般的である。建物の色彩も、色の指定をする場合もあるが、概ね、奇抜な色使いはしない等の取り決めをしているものが多い。

○（石井委員）例えば、セットバックや高さ等の規制というのも、できなくはない

と思う。今回、影響が大きくなりそうであればということであれば、そういった視点も入れることも検討してもらえると良いと考えている。

◆（都市計画決定権者）他の地域でも、高さの規制や壁面後退、敷地境界や道路境界からの距離という規制を導入している事例もあるため、そこも検討の材料にはなってくると考えている。

○（山本委員）１ページ目。土の受け入れについて、やむを得ず外部から土を受け入れる場合、被覆を行う箇所に優先的に用いるという対応で良いと考えるが、風で飛ばないような追加の対応は可能か。風で種子が飛散しないようにという視点である。

◆（事業者）現状、追加の対応の検討はしていないが、加えて散水等でなるべく飛ばないような対応も検討していきたい。

○（山本委員）周囲に森もあるので、是非検討いただきたい。

続いて、「参考資料２」に基づき、方法書説明会の経過について紹介があった後、「資料２」に基づき、環境の保全の見地からの意見に係る意見について事務局から説明があった。

○（森川委員）ＰＦＡＳに対して心配の声が上がっているようだが、相模原市として、何か懸念があるような事態であるという認識をしているのか。このエリアに、そういう懸念の状況があるものなのか。

●（事務局）特にこのエリアにおいてというわけではないが、相模原市内において、高濃度に検出された場所があるということが各メディア等で報道されており、市民のＰＦＡＳに対する懸念意識が高いと認識している。

○（石井委員）この事業に対して懸念している市民が多いように感じるが、この審査会には傍聴に来られていない。広報はどのようにしているのか。

●（事務局）審査会のお知らせについては、市のルールに基づいて実施している。具体的には、開催の１週間前までに市役所等の掲示板に公告文を掲示する他、市のホームページ「審議会等・協議会等」に掲載している。

○（石井委員）審査会の開催を知らされていないということを不満に思う市民も出るかもしれないので、例えば、説明会に参加された方で興味がある方に対して個別で連絡するなどの対応があっても良いのではないと思うが、それは難しいか。

○（齋藤会長）説明会において、審査会の情報を伝えたということもないのか、合わせて教えてほしい。

●（事務局）説明会は、条例に基づいて都市計画決定権者が開催しているものなの

で、事務局として、そういったアプローチは難しいと考えている。

○（石井委員）事業者や市民が意見を出し合ってより良い事業にするというのが環境影響評価制度の目的なので、市民が参加しやすい状況を作った方が良いと感じた。

○（齋藤会長）方法書説明会の状況や市民意見等も多くいただいている中で、傍聴がいなかったのは意外な感じがした。そういった広報のやり方も、今後検討しても良いかなと感じた。

○（青木委員）市民からの意見書を見ると、データセンターとセットで考えている方が多いと感じた。今回は、土地の造成等までを審査するということで進められている。そこのところに関する市民に対するきちんとした説明が、足りていないのではないかと感じた。結局、データセンターに対して意見を出しても、取り上げてもらえないということにもなりかねないため、今回の審査ではここまでしか見ないということを、丁寧に説明しておいた方が良いと考える。

○（齋藤会長）環境影響評価審査会における審査の立場をはっきりさせた方が良いと考えているので、事務局として説明をお願いしたい。

●（事務局）まず、アセス制度としての一般論で言うと、対象事業が終了した後にその土地で行われる事業活動が、当該対象事業の目的に含まれている場合、それも合わせて評価することになる。つまり、もし土地区画整理事業と切り離せないものとして、上物の建設予定があるなら、それも合わせて評価することもあり得ると考えている。こうした中、どこまでの範囲をひとつの事業と捉えるかは、一義的には事業者が判断するものであり、今回、事業者は、産業用地の確保や都市基盤の整備を行うことを事業範囲として捉えている。事務局としても、土地区画整理事業は、土地の区画形質の変更や、道路や公園等の整備を目的として行われるものであり、通常、建物の建設はその目的には含まれないと承知しているので、この範囲でアセスが行われることは問題ないと考えている。したがって、委員の皆さまにおいても、「上物は対象外」という前提で審査を行う形で問題ないと捉えている。

○（森川委員）参考資料２の方法書説明会における回答の方を読むと、上物の想定がある程度なされているような場合に、そこまで評価した方が良いという視点も必要かと考えている。例えば、データセンターだと地下水を使うかもしれない等の広い範囲での上物を想定して環境影響を見ていなければならない項目もあるのではないかと考える。悪影響が出てしまってからでは遅いわけで、例えば、上物の範囲、電力量や騒音など、想定されるよう影響がありそうな建築物は立地できないこととするなどの線引きみたいなものを含められるのかと感じた。他の自治体で土地区画整理事業に係るアセスをやった

ところでは、製造業の中でも鉄鋼業の工場は立地できない等の制限をかけた事例があったと承知している。今回の土地区画整理で、どういった職種に限る等、そういった視点を入れられたら良いと考えている。

○（石井委員）事務局の説明で、上物が予定されているのが分かっているのであればそれも含めるという前提をされた中で、別として見るという結論になるのは違和感がある。アセス法の第２条において、「当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む」と書いてあるので、だいたい何を作るか分かっていれば切れないはずである。条例もアセス法の考え方に準じて行うものだと思うので、その中で、上物はやらなくて良いとの整理はどうなのかなと思ったのと、事業は、なるべく上流で対応した方がよりよい解決策が出るということを考えると、土地区画整理が終わったタイミングからもう一度やりましょうというよりは、できれば一緒に評価した方が良いと考える。つまり、データセンターを作るのであれば、どこの区画に配置するかまで決めて、その上で道路の配置等を決めるという手順の方が良いのではないか。道路の拡張等が決まってから考えるよりは、その方が柔軟度が高いと考える。

○（鈴木委員）データセンターができるか分からないのであれば、まだ良いが、このように意見がデータセンターに寄っているということであれば、それに対する回答はしっかりしておくなり、もう少しそこに考慮した返答や検討をしておいた方が良い。この後、こじれないように整理しておいた方が良いと考える。なるべく上流側でこういった点も整理しておいた方が良いと考える。

○（澤田委員）他の委員と同意見で、一般的な目線で考えると、土地区画整理事業の工事期間のことだけで、これほどのアセスの手続が必要なわけである。仮に上物が決まっているなら、今後、何十年もそこに存在し続けるわけで、データセンターがどの程度の騒音を出すのか、どの程度の地下水を使うのかは分からないが、工事にそれ程気を遣っている中、今後できるものは更にそれよりも長い期間存在するわけなので、一般的な市民目線で見ると、それを考慮しないというのは、本末転倒かなと感じた。ある程度、確定はしていないものの、上物としてそういう可能性があると知った上でやらないということであれば、審査会としても将来できるであろう建物について考慮したという痕跡を残さないといけないと考えている。

○（朝日田副会長）想定されているものについては、可能な限り考慮しても良いと考える。

○（齋藤会長）事業者等から何か回答はあるか。

◆（事業者）おっしゃるとおり、建物を含めたアセスを行うのが理想だと考えている。一方、土地区画整理事業の仕組みとして、建物の形状や計画は、現在何

も決まっていない。我々としてはデータセンターを建てたいというだけで、具体的にどこに建てるかなど、全く白紙の状態である。それを決めるには、まず土地区画整理事業をやって、建てられる位置を地権者に決めていただいて、そこに建てるという形になるので、進め方として、建物ありきで土地区画整理事業の評価の中で建物の評価を行うのはこの時点では難しいと考えている。

◆（事業者）麻溝台・新磯野まちづくり課から補足する。明確な回答にはならないが、我々としても市民の皆さまからデータセンターに関する意見をいただいており、何かしらの対応が必要だと考えている。ただ、話を聞くに、データセンターだけの話ではなく、この事業そのものについての市からの情報発信が足りないという課題意識を持っており、例えば、このまちづくりは産業系のまちづくりを進めようとしているが、そういうことをご存知ない市民の方も多くいるということを今回、直に話して分かったところである。データセンターについては、事業者から話があったように、具体的に説明できる段階ではないということだが、更にその前段で、市としてのまちづくりの方向性等についての情報発信はしていくべきだと考えている。具体的には、先週、南区の連絡調整会議に参加し、どのような形で市民の皆様に情報発信ができるかというところを相談しているところで、これから南区の担当部署と相談しながら、何らかの形で情報発信しようと考えている。

○（石井委員）事業者からの説明で、土地区画整理が済んでから、組合の方と話しをされてということだが、そもそもどのような大きさを想定しているかという構想はお持ちだと推察している。そうしないと、土地区画整理では道路も作ってしまうわけなので、土地の大きさのマックスは道路配置で決まるはずである。それは、データセンターの規模を想定して道路を配置しているという考え方か。

◆（事業者）現在、地権者全員に対して仮申出という形で将来どういった土地利用をするかのヒアリングをしている。そういった中、まず、事業者が使える土地が流動的になっており、地権者の中には自ら事業をやりたいという方もおり、事業者が全部の土地を使えるわけではない。

○（石井委員）そうすると、使える土地に合わせてデータセンターの規模も決まるという方針か。

◆（事業者）いずれも、事業認可後に換地設計をするが、そこで皆さまの土地がどこに配置されるのかが決まり、そこで事業者の土地の位置が決まるため、その時点にならないと計画もできない。

○（石井委員）繰り返しになるが、データセンターの規模なども、それが決まるまでは決まらない、どういう想定かも決まらないという理解で良いか。

◆（事業者）事業者としての想定、理想はあるものの、それが実現できるかはまた

次の段階での話である。

○（齋藤会長）環境の保全の見地からの意見や、方法書説明会の記録を見ると、住民が懸念しているのは確かである。それを考慮してアセスの中で上物も一緒にできないかという意見が出てくるのも理解できる。一方、決定している事業ではないというのが気になっており、まだ、データセンターを作りたいという意思が示されているまでである。データセンターを作ることの決定がなされているわけではない中で、それありきでアセスを行うことがアセスの制度上、それで良いのかどうかという懸念がある。データセンターありきでアセスをやっていって、最終的に別のものができたら、手続自体がひっくり返ることにもなり兼ねない。それは、石井委員がおっしゃる、上流側での対応という考え方でもあるかなという見方もあるものの、事業計画が決まっていないことに対してアセスの実施を求めるというのは、個人的な意見としては躊躇してしまうところである。

○（澤田委員）今の意見に対しては、例えば、コストが掛かり、審査の時間が無駄になってしまう可能性も確かにあるが最大のことを想定して、結果的にそうならなかったということであれば、おそらく、一般の人はある程度納得すると考えている。ただ、想定外のことは考えず、想定内のことで最低限のことしかアセスをしていなくて、実はアセスで検討した内容よりも、もっと騒音等の影響が生じる事態が生じたら、何を審査していたのかということになり兼ねないかなと一般の人は思うと推察する。最大を見るのは理想だと思うが、どちらの立場を取った方が一般の人が納得するかという視点で見れば、自明なところだと思う。

○（石井委員）事業者がデータセンターをやるのではなく、データセンターが来る可能性があるということであれば、会長がおっしゃった整理で良いと思うが、今回、事業者はやりたいと言っているので、では、アセスもやってくださいと言うのが良いのではないかと考える。

○（齋藤会長）なかなか最大のことを想定するというのは難しいと考える。ただ、先ほど、麻溝台・新磯野まちづくり課が言っていたとおり、説明が足りないというのは間違いないと思う。そういう意味で、審査会は市民と事業者をつなぐ立場でもあろうかと思うので、そういったところで議論するのも重要だと考えており、少なくとも、事業者に対しては、住民の方に説明するということは求めたい。懸念するのは、上物が決定していない段階だということが気になっている。また、土地区画整理事業のアセスであるということで、法令上の範疇をどう捉えるのかが難しいと考えている。先ほど、石井委員からはアセス法では、そこが一体であればという条文を紹介された。事業者が作りたいと考えているのは間違いないが、それが決定事項ではないという中で、アセスを求めるのはなかなか難しい判断だと感じている。

○（平山委員）今回の議論を聞いていると、上物は決まっていないという説明はしているものの、聞き手によっては隠しているように受け取れてしまうというのが問題の中心だと考えている。市民からの意見の中にもあるが、上物がいつ、どのように決まって、それに対してどのような評価が行われるのか、不明確ならば不明確なりに、この先のロードマップを示してほしいというのが、一番、落とし所としてあり得るのかと考えている。今だと、どのタイミングで誰が決めて、それをどう評価するのかが分からないというのが不安を煽る要因のひとつかなと考えている。

○（齋藤会長）今後の流れについて事業者側から説明することは可能か。

◆（都市計画決定権者）土地区画整理事業自体はアセスの手続と並行して行われ、都市計画審議会にも、このアセスの結果を示しながら、都市計画決定が妥当だという答申をいただいた後、市としても都市計画決定をするという予定である。決定時期としては、令和１１年頃を想定して動いているが、その決定の後、実際の土地区画整理事業の工事が始まり、区画整理の終了予定時期は令和１７年を予定している。その中で、先ほど、区画割りなどが未定などの話があったが、それが決まり、それに基づいて工事が進んでいくという流れである。したがって、どの段階で、データセンターになるのかどうか、あるいは、そのデータセンターの規模はどうなるのか、という点は、令和１７年までの一連の流れの中で決まっていくので、都市計画の手続というよりも、事業者として、地権者との中で協議をしながら決まっていくという流れになると考えている。

○（平山委員）令和１７年までの一連の流れの中でこれから決めていくということでは、尚更、今の段階でアセスを実施するのは難しいと感じた。市民の方の不満、心配としては、今回の今のステップを終えてしまうと、意見を言えなくなってしまうのではないかという点にもあると思うので、どのタイミングで、意見を言う場があるのかということも合わせて説明していただけると一歩ずつ先に進めると考えている。

○（青木委員）根本的な質問だが、９月１３日と１６日の説明会では、データセンターは未定という話をしているのか、それとも、将来的にできる可能性が高いという話をしているのか。そこら辺の市民に対する情報提供はどのような形で行っているのか。

◆（事業者）事業者としては、やるという話をしている。一方で、具体的な計画はできていないという説明をした。

○（青木委員）やりたいということをおっしゃっているのであれば、少しは言及した方が良いと考えた。一方で、会長が言うように、この時点で挙げるのが良いかは迷うところで、慎重にいかなければならないと思った。今、議論を聞いている中で、アセス手続や、市の方でも説明不足だったから説明するとい

う話もあるので、それぞれの立場での説明が始まっている中、しっかりした対応の方法を考えていかなければならず、必ずしもアセスの審査会だけでなく、全部が関連した中で、市民に説明していく必要があると考えている。

○（齋藤会長）いろいろな意見があり、これをひとつにまとめていくのは難しい話だが、アセスの手続上できることは、可能な限り対応してもらった方が良いというのは間違いないと考えている。ただ、決定されていない計画に対して、環境影響評価で予測、評価を行えるのかという疑問もある。答申の中で何らかの形で記載することはあり得るのかもしれないが、これをアセス制度の枠組みの中で盛り込むのは慎重にならなければならないと考えている。

○（石井委員）逆に事業者に聞きたいのが、上物も合わせて評価しても良いのではないかと思わないか。

◆（事業者）理想はそのとおりだが、現実的には無理だと考えている。

○（石井委員）つまり、こういうことが問題としては出てくる。どういう規模になるかということは、これぐらいの範囲の中で生じるということは言えるのではないか。それを提示するのも憚られるのか。

◆（事業者）憚られるというわけではないが、根拠がない。明確な根拠が示せれば、それに基づき評価するという考え方もあるが、それができない状態では環境アセスの中で取り扱うことはできないと考えている。

○（石井委員）採算性の観点から、想定している規模はあるのではないか。おおよそこれぐらいはやりたいというものはあるのではないか。

◆（事業者）最低限の採算ラインはある。

○（石井委員）そういう辺りだとこうなるという話は市民に説明は可能ではないか。質問の趣旨としては、こちらからやるよう指示することはできないかもしれないが、事業者側として、アセスをやることによって、市民に納得してもらえるようであれば、やった方が得だと思えるならやっていただいても良いのではないかという視点である。

○（齋藤会長）いずれにせよ、データセンターを作るにあたっては、軋轢が出てくる可能性は高いので、委員としては、あらかじめある程度対応しておいて、そういう心配は十分に回避されるという説明が、アセスの手続を通じてできればなお良いだろうという提案だと受け取っている。それに対して、決まっていないし、想定するのも難しいという回答だったと捉えている。

◆（事業者）委員の方々がおっしゃるのが理想だと思うが、現実的にできないということもあり、アセスとは切り離して、事業者側として、別の形で、地権者や周辺の方が納得できるよう説明をしていきたい。今の段階では、グッドマンが千葉の印西の方でグッドマンビジネスパークというのをやっているので、そういったところの視察などで見ていただくなどして、地権者や周辺の方にご理解をいただきたいと考えている。

○（齋藤会長）いずれにせよ、懸念があるのは間違いないので、それに対して配慮を求めるのは、審査会としては当然である。生活環境への配慮等をしっかり説明しながら、住民の意見を汲んだ上で、現状では事業として決定しているわけではないと思うが、実際にやるとなったら、これだけの懸念があるということを理解していただいて、住民としっかり対話をしてもらいたいし、できれば定量的に説明をしてもらいたいということを要望したい。また、アセスの答申の中でどのような形で組み込んでいくか、もし本文の中での記載が難しいようであれば、たとえば付帯意見という形で記載できないかという点も含め、別途相談させていただきたい。

○（山本委員）調査の日数が少ないという意見があるが、センサーカメラ等の調査において、調査期間を伸ばすということは可能なのか伺いたい。

◆（事業者）生態系の調査は４日のみとあるが、実際には技術指針を確認し、有識者の意見も聴きながら、調査項目に合わせて調査適期に調査をするという計画としている。

○（齋藤会長）調査日数を増やした方が良いという趣旨の意見ではなく、確認をしたいという趣旨のコメントであるという理解で良いか。

○（山本委員）確認もそうだが、４回と書いてあるのは種によって変わるということか。

◆（事業者）調査の時期と適期については、方法書の p.5-22 に書いてあるとおりである。

○（山本委員）これを見て少ないとおっしゃったと思うのだが。

◆（事業者）市民の方の意見を見ると「四季を通した調査を推奨しており、今回の調査はその基準を十分に満たしているとは言いがたい」と書いてあるが、実際には方法書において、四季を通した調査を計画しているという趣旨である。

○（山本委員）可能ならばという前提だが、今回の市民意見はもう少し調査をしてはどうかという意見だと思うが、それに対して何か対応できることはないか。特に哺乳類については難しいので、労力の掛からない範囲で、センサーカメラであれば置きっぱなしで調査できるので、その稼働日数を増やすなどの対応ができれば、哺乳類の生息もより分かるし、市民の方も意見を踏まえて配慮してくれたと思えると考えている。

◆（事業者）どこまで対応が可能かはこの場では申し上げることはできないが、ご意見は承知した。

続いて、方法書に対する新たな視点での意見について意見募集があった。

（各委員　意見なし）

続いて、資料３に基づき、審査会における指摘事項への対応方針（案）について事務局が説明があった。

○（森川委員）資料１でもあったが、県道５２号について、詳細な資料の提示、感謝する。思った以上に大きな工事だということが窺えた。工事用車両の通行ルートとして県道５２号が選定されていたりして、工事の進捗状態により、渋滞が発生する可能性もあると考えられる。実際に工事をしている途中で柔軟に対応をいただければ良いかなと考えている。

◆（事業者）工事用車両は県道５２号を使うが、なるべく交通に関しては配分し、一点に集中しない形で、これから検討していきたい。

○（齋藤会長）この部分については、Ｎｏ．１の２については、複合的な影響を捉えるということに加えて、環境保全措置としての対応を求めたという理解で良いか。

○（森川委員）実際に工事を行う相手方のこともあるので、要望程度の捉え方で良いかなと考えている。

○（齋藤会長）承知した。趣旨は伝わったと思うので、要望とさせていただく。

○（森川委員）先ほど、上物の話も出ていたが、供用時の評価項目として地下水や湧水も選定していて、この供用時の影響というのは雨水の浸透だけのようだが、地下水を使う場合は想定しないという理解で良いか。

◆（事業者）今回のアセスは土地区画整理事業を対象としており、その事業の中で地下水を汲み上げるということは無いので、揚水は対象としていない。

○（松井委員）項目全体に対する意見を申し上げる。今回は土地区画整理に関する環境影響評価だが、地域の皆さまに、長期的な将来の構造物に対する不安があるのも理解した。そこで、今回のアセスの調査データの公開範囲や調査情報の長期保存に関して、事業者に、将来的に、例えば、データセンターが建つ場合の環境影響評価を行う場合など、今回の土地区画整理事業で取られるデータは構造物が建つ前のデータに当たるため、大変意味のあるデータだと考えている。なので、そういったデータを保持していただき、必要な場合は共有してもらうような、そういったデータの公開範囲、保存という観点についても、審査会として答申案に含めてみてはどうかというのが私の意見である。

○（齋藤会長）一点、確認だが、取られたデータそのものという意味合いか。それとも、アセスの図書としてという意味合いか。

○（松井委員）図書はデータを取捨選択して記載されると思うので、細かい情報は記載されないと考えている。一方、将来的に使用する有用なデータは図書に記載されない情報かもしれないと考えている。

○（齋藤会長）アセス図書そのものについての公開範囲や長期保存について検討いただけないかという点と、その元になったデータが今後開発が行われていく中でのビフォーの状態を決めることになるので、そういったこともできないかという指摘だったと捉えている。事業者側から何かコメントがあればお願いしたい。

◆（事業者）麻溝台・新磯野まちづくり課にて今回のアセスを発注しており、一義的な話をすると、市の公文書の保存期限というのを決めているので、それに準じていくと考えている。委員の意見も踏まえ、保存の期間というのも検討の余地があると考えている。

○（齋藤会長）これだけ土地区画整理事業後の懸念がある中で、現在取得できる範囲の情報に関しては、できるかぎり公開してほしいという意見だと考えている。答申案にどのような形で含めるかもそうだが、個人的には入れても良いかなと考えている。

○（青木委員）大切な視点だと考えている。調査した時のデータは数値のデータだけでなく、標本の採集等もある。相模原市には博物館もあるので、そういったところと協議してみるのも良いと考える。

○（齋藤会長）どういった形で答申案に組み込めるかは事務局と相談してみたいと考えている。

○（齋藤会長）５ページ目、澤田委員と朝日田副会長の環境ＤＮＡの話があるが、この事業におけるアセスで実際に何ができるかなと思ったところである。この分野に詳しくない中での質問で恐縮だが、環境ＤＮＡを調査して、評価の仕方や基準等について、公的にオーサライズされていて、今回の事業でも有用だというご意見だという理解でよろしいか。

○（澤田委員）観察ではわからなかった生物が、環境ＤＮＡを使うことで同定できる。

○（齋藤会長）その場所に、現在いる・いないという情報には限らないとも思ったのだが、そういうわけではないのか。

○（澤田委員）かなりの確率でそこにいるということである。つまり、センサーカメラや観察、採集では、そこにはいないと思われていた生物が、もちろん移動する生物はそこにはいないかもしれないが、そこのエリアにいる可能性が高いと判断できる。

○（齋藤会長）そこに生物が生息しているしていないにも関わらず、環境ＤＮＡとして残るということについてはどのように考えれば良いか。

○（澤田委員）ＤＮＡは一定の期間の中で微生物等により分解される。ＤＮＡの長さや採取の仕方にもよるが、割と新しいものを拾うことができる。

○（齋藤会長）逆に言うと、環境ＤＮＡを測るのであれば、他の調査はいらないかもしれないという言い方もできるか。従来型の調査と一緒にお願いするようにも思えたが、両方とも必要ということか。

○（朝日田副会長）例えば重要種の情報があるのに、観察ではわからなかった場合などは、その重要種に限って環境ＤＮＡの分析を行うという考え方もあるという意見である。標準手法についても公開されている。

○（齋藤会長）答申案とするというのは、それなりのインパクトがある話で、答申にも文言として残るので、それを求めるということで良いかという点について、念のために確認させていただいた。それは問題ないという趣旨の発言がいただけたので、答申案にするということで進めていただければと考えている。

◆（事業者）補足をさせていただく。前回の審査会の後に持ち帰って改めて確認した。前回の審査会でも神奈川県で環境ＤＮＡの調査をしているということを紹介したが、改めて確認したところ、今回の調査地点の直近の道保川や上流の鳩川等で魚類や底生動物を対象に環境ＤＮＡ調査を実施されているため、こういった情報を確認した上で、現地調査に入るため、朝日田副会長がおっしゃったような重要種の漏れはカバーできると考えている。また、環境ＤＮＡでは上流から流れてくる実際にはそこに生息していない生物の情報も反映されるという側面もあり、最終的には現地調査の結果と環境ＤＮＡの結果を照らし合わせるということもあり、今回は神奈川県のデータもあるため、本事業では環境ＤＮＡの調査までは必要ないと考えているところである。

○（齋藤会長）調査手法の追加に関して、既存情報の利用という形で対応したいということで理解した。

○（齋藤会長）６ページ目、ホットスポットという文言では定義が曖昧なため、実際の答申案の作成に当たっては、事業者側の回答を参考にし、「重要種が多く確認された場所」というような形でしっかり定義してほしい。

○（齋藤会長）先ほど来、話が出ている上物に関して対応を求めるものは、本来の答申案の中の項目ではないかなと考えている。附則事項等で入れることが可能かどうかを含めて検討いただきつつ文案についても検討していきたいと考えている。

最後に、方法書の非公開資料に対する新たな視点での意見について意見募集があった。

（各委員　意見なし）

（都市計画決定権者、事業者退席）

○（齋藤会長）上物の件については、特に議論が活発になったが、最後に何か発言したい委員はいるか。

○（朝日田副会長）上物の件については、会長のおっしゃる通りだと思う。また、審査会における指摘事項への対応方針案のＮｏ．１の１にあるとおり、環境影響評価の結果を考慮して都市計画に反映させてほしいということが重要かと思う。市長からの諮問文ではそこまでのことは求められていないと思うが、会長のおっしゃるとおり、どこかに何らかの形で一文なりが入れば、審査会としては十分な対応だと考えている。

○（齋藤会長）なかなか難しい課題だが、いずれにせよ、住民の方々が懸念していることについて、アセスの手続の中でそれをどう組み入れて、より良い環境にしていけるかということが必要だと思っている。

以　上

相模原市環境影響評価審査会委員出欠席名簿

	氏　　名	所　属　等	備　考	出欠席
1	相原　建人	法政大学 理工学部　教授		欠席
2	青木　雄司	青山学院大学　非常勤講師		出席 (現地)
3	朝日田　卓	北里大学　海洋生命科学部　教授	副会長	出席 (現地)
4	荒井　康裕	東京都立大学　都市環境学部　准教授		出席 (オンライン)
5	石井　信行	山梨大学　非常勤講師		出席 (現地)
6	齋藤　利晃	日本大学　理工学部　教授	会長	出席 (現地)
7	澤田　博司	日本大学　文理学部　教授		出席 (現地)
8	白井　正明	東京都立大学 都市環境学部　准教授		出席 (オンライン)
9	鈴木　美緒	東海大学　建築都市学部　教授		出席 (オンライン)
10	平山　由佳理	工学院大学　建築学部　准教授		出席 (オンライン)
11	松井　久実	麻布大学　獣医学部　講師		出席 (オンライン)
12	森川　多津子	一般財団法人　日本自動車研究所 シニアエキスパート		出席 (現地)
13	山本　誉士	麻布大学　獣医学部　准教授		出席 (現地)
14	横内　恵	亜細亜大学　法学部　准教授		出席 (オンライン)
15	吉田　圭一郎	東京都立大学　都市環境学部　教授		欠席